

一般事業主行動計画の策定について（お知らせ）

社会福祉法人 二王子会

一般事業主行動計画とは、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、職員の仕事と家庭の両立を図るための雇用環境や、子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備などの取り組みを行うため実施する次世代育成支援対策に関する計画であり、次世代育成支援対策推進法により平成 23 年 4 月 1 日から計画の策定と公表、周知が義務付けられました。

また、令和 4 年 4 月 1 日から女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定と公表、周知が義務付けられました。当法人は下記の取り組みにより、男女ともに職員が働きやすい環境づくりを行います。

記

社会福祉法人 二王子会

次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女とも全職員がその能力を発揮し、仕事と家庭の調和を図ることができ、職員全員の働きやすい環境を充実させるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1（次世代育成支援対策推進法に基づく目標）

育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

<対 策>

- 令和 4 年 4 月～ 休業予定の職員に対して行っている休業から職場復帰までの説明書類の見直し
- 令和 4 年 4 月～ 休業中職員の円滑な復職のため、休業中に行う情報提供や状況確認の見直し。
- 令和 4 年 4 月～ 育休復帰支援プラン・介護支援プランの作成・見直し
- 令和 5 年 4 月～ 見直した情報提供の実施と職場復帰プランの変更

目標 2（次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づく目標）

男性職員へ育児休業の取得を促進し、育児休業取得率 10%を達成する。

<対 策>

- 令和 4 年 4 月～ 制度内容等について職員に周知
- 令和 4 年 4 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施
- 令和 5 年 4 月～ 管理職を対象として、育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う。

目標 3（次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づく目標）

職員 1 人あたりの月平均残業時間を削減する。

<対 策>

- 令和 4 年 4 月～ 長時間労働の実態について調査する。
- 令和 4 年 4 月～ 長時間労働削減、業務効率化に関するアンケートを実施する。
- 令和 4 年 10 月～ アンケート結果を分析し、結果を踏まえた課題、施策を経営会議の議題とする。
- 令和 5 年 4 月～ 残業時間を減らす方針を掲示し、残業時間削減のための取組を示す。